

ファクシミリ・電子メールによる送金事務等取扱い依頼書・確約書

年 月 日

兆豊国際商業銀行 東京支店 御中

依頼人：	届出印
(会社名/氏名)	
(住所)	

当社/私は貴行に対し、後記「確約書」の内容を確認・理解のうえ、下記の内容のファクシミリ・電子メールによる送金（国内および国外）事務等の取扱いを依頼します。

顧客番号(6桁)：	取扱預金：普通預金
取扱事務： ☐ 送金(国内、国外) ☐ 振込、振替 ☐ 兌換	
一件の限度額： ☐ JPY ☐ USD AMOUNT: _____ (払戻請求書と限度額の通貨が異なる場合、当日のTTSレートで換算)	

第1条 (ファクシミリ・電子メールの送信時間)

ファクシミリ・電子メールによる送信時間は、貴行の営業日の次の時間とする。

国内送金 9:00～12:00 (TEL NO. (03)3211-1228)

国外送金 9:00～15:00 (TEL NO. (03)3211-1249)

第2条 (使用ファクシミリ番号・電子メールアドレス)

交信用ファクシミリ番号：(03) 3216-5686

交信用電子メールアドレス： 預金(国内送金) tkydp@megabank.com.tw

外為(国外送金) tkyfx@megabank.com.tw 貸付 tkyln@megabank.com.tw

第3条 (使用帳票)

当社/私が、貴行に送金事務等を依頼する際は、送金依頼書等貴行所定の用紙により行う。

第4条 (送金依頼に関する取扱い)

- (1) 当社/私は、第3条の普通預金払戻請求書と送金依頼書等に押印のうえ、ファクシミリ・電子メールにより貴行に送信する。電話連絡担当者より貴行に送信済の連絡をする。
- (2) 貴行は、受信後、ファクシミリ・電子メール受信印影の範囲において、印鑑を照合し、その金額を当社/私の預金口座より引き落とす。
- (3) 貴行は、当社/私が支払うべき手数料(送金・その他)の一切を、その必要の都度指定口座より引き落とす。この場合、普通預金規定にかかわらず、当社/私は、普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出を省略する。

第5条 (電話連絡担当者)

当社/私は、貴行との取引において下記の電話連絡担当者を指定し、送金等に関する連絡はこの者が行う。指定の電話連絡担当者と連絡がとれない場合、貴行は送金依頼等を実行しない。

また、電話連絡担当者変更時には、書面にて速やかに変更手続きを行うものとする。

役職名	氏名 (漢字)	氏名 (英文)	電話番号

履行個人情報保護法告知書の受領：

受領人：_____ 日付：_____

第6条 この取扱いにより万一事故が生じても、これによる一切の責任は当社/私が負い、貴行にはいささかもご迷惑・ご損害をおかけしません。

以上

経副襄理	主管	担当	印鑑照合

確 約 書

当社/私は、送金取引（国内・国外）および振替取引等を貴行に依頼する場合、専用の送金依頼書および普通預金払戻請求書等を提出しますので、貴行はこれらの書類に基づき送金もしくは振替取引等を行って下さい。

しかしながら、事務の効率化を計るため、当社/私は、上記書類を先に貴行にファックス・電子メールで送信しますので、貴行は受信したファックス・電子メールの指図に基づいて、当社名義指定預金口座から資金および手数料を直接引落し、送金もしくは振替手続等を行って頂ければ結構です。この取扱いに関し、当社/私は以下のとおり確約いたします。

1. 当社/私がファックス・電子メール送信する送金依頼書および普通預金払戻請求書等に当社/私は預金届出印（または署名）を押印（または署名）しますので、貴行はファクシミリ・電子メール受信印影（または署名）の範囲においてご照合下さい。この場合、当社/私は貴行が受信したファックス・電子メール書類は真偽を見分けるには不明確であることを十分理解しており、当社/私がファックス・電子メール送信した送金依頼書および普通預金払戻請求書等上の印影（または署名）を貴行が預金届出印鑑（または署名鑑）と相応の注意をもって照合し相違ないものと認めたうへは、当社/私はその取扱いが正当であることを承認いたします。
2. 当社/私はファックス・電子メール送信した後 5 営業日以内に送金依頼書および普通預金払戻請求書等正本を貴行にお届けします。当社/私は、貴行が正本を受領されるまで、貴行が受信した上記ファックス・電子メールによる指図書を正本と同一の効力があるものと認めます。
3. この取扱いにより万一事故が生じてもこれによる一切の責任は当社/私が負い、貴行にはいささかもご迷惑・ご損害をおかけしません。
4. 当社/私もしくは貴行が必要と認める場合は、事前に文書による意思表示をすることによりこの取扱いを停止することができるものとします。
5. 当社/私および貴行は、本確約書ならびに本確約書に基づく諸取引の契約準拠法を日本法とすることに合意します。

以 上

一般社団法人全国銀行協会は当行が契約している指定紛争解決機関です。銀行取引に関するご相談は、全国銀行協会相談室でも受け付けています。ご相談・ご照会は無料です。

- 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772
- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前 9 時～午後 5 時